

拠出制年金に

加入しましょ

供を扶養している場合
子供二人
二万四千円

任意加入を

勤めの奥さんと存じですか。
あなたの方だけにものがあることを」
それはあなたの方の老後の保障と
いうことです。あなたの方の老後の保障と
むかしから軍人や官吏などに恩

給といふ制度があつたことはご承
知のとおりですが、会社などにお
勤めの方には厚生年金があり、一般
の自家営業の方だけ老後の保障が
なかつたわけですが、三十六年か
らは国民年金により自家営業の方
も老後の保障ができ、ご主人がお
勤めの奥さま方が年金制度か
取り残されるということになり
ました。

ないこと。また、から回しをしな
いこと。手続は「はんこ」を持つて、
も国民年金に任意加入することができます。
市役所年金係へゆけば簡単にでき
ます。

いまは国民皆年金の時代です。
ひとり年金制度から取り残される
ことのないよう、全員国民年金に

明治四十四年四月二日以後に生
れた二十歳以上の方で、現在、厚
生年金、その他の年金制度に加入
していない人は、国民年金に強制
的に加入しなければなりません。
拠出制の国民年金に加入してい
るときの年金が支給されます。
老令年金法的には六十五歳から支給され
ます。ただし、本人の希望により、
六十歳から受けることができます。
しかし、本来の年金額の約六割の支
給となります。

障害年金保険料を納めていた者が、途中で障害者（精神障害、結核なども含む）になった場合。

二級の障害程度現行三万円

一級の障害程度現行三万円

こんどの法改正案では、

一級＝七万三千円

夫に死別して、十八歳未満の子

母子年金

年金額は、夫が受けけるべき老

母年金額の三分の一が支給され

れます。

死亡一時金年金額は、夫が受けけるべき老

母年金額の三分の一が支給され

ます。

保険料を三年以上納めている者

が、中途で死亡したときに支給

されます。

年金額は、納めた年数によっ

て、段階別に定められています。

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×